

## □■養成所ニュースプラス第 13 号 2023□■

先週の 6 号に続き今週は台風 7 号が多大な被害をもたらしました。被害にあわれた皆様、心よりお見舞い申し上げます。

8 月 9 日に、社会福祉振興・試験センター（以下、試験センター）が国家試験における感染症対策について公表しました。変更点は、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、試験を受けることができなかった人への受験手数料の返還が廃止となったことです。ご確認ください。

今回は「福祉サービスの組織と経営」から社会福祉法人についての問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz・・・・

【第 33 回問題 119】社会福祉法人に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 理事長は、無報酬でなければならない。
2. 経営安定化を図るため、収益事業を行う義務がある。
3. 設立認可を行う所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する厚生労働省の地方厚生局である。
4. 規模にかかわらず、決算書類を公表する義務がある。
5. 評議員会の設置は任意である。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info・・・・

- ・(34 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(35 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて  
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・スクーリングの詳細（実施要綱等）については、全受講生に向けて発送しています。届いていない場合やご不明な点がある際は、本養成所にお早めにお問い合わせください。

### ■Test Info・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1113495&c=3246&d=99c7>
- ・第 36 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1113496&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

- ・社会福祉振興・試験センターより、「令和 6 年度（第 37 回試験）から適用する社会福祉士国家試験出題基準（予定版）」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1113497&c=3246&d=99c7>

・社会福祉振興・試験センターより、「令和5年度社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士における感染症対策について」が公表されました。←New

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1113498&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1113499&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1113500&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1113501&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column . . . . .

##### 【受験対策ミニ講座第5号／国家試験ガイダンスで伝えたこと5】

今までのスクーリングで、当日資料には入れていましたが、当養成所の国家試験対策を説明する時間が持てませんでした。今回は5点についてお伝えします。

(1) メルマガ（受験対策ミニ講座）：本号も含めて5号をお届けしています。試験日までは、原則として毎週配信で皆さんと走って行きます。各科目の頻出項目から過去問を取り上げて解説、試験センターから公表された情報を共有し、試験直前には、当日の工夫や直前の準備、持ち物等を確認します。

(2) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連）の「国家試験受験対策講座」の動画配信：例年、10月頃から当協会ホームページ上で無料で動画を公開してきましたが、ソ教連の方針で、今年度は動画視聴テキスト「PointBook」を購入（2,000円×2冊）のうえで視聴していただくことになりました。個人でソ教連に申し込むより安価でご視聴いただけますので、当協会からの案内をご覧のうえ、当協会にお申し込みください。講座の詳細は、ソ教連ホームページで確認してください。サンプル動画も視聴できます。視聴ページについては、本コラム最後にURLを掲載しています。

(3) 国家試験ガイダンス（動画配信）：10月中に公開します。模擬試験でアセスメントした後の進め方と試験問題を回答するに当たっての注意点を説明します。加えて、「就労支援サービス」の出題のポイントについて解説します。34期のみなさんは、「就労支援サービス」というテキストがなく、「障害者福祉」「貧困に対する支援」「社会保障」等いくつかの科目に内容が分かれています。今回はその内容を国家試験対策としてまとめてお伝えします。

(4) 国家試験頻出項目チェックテスト：11月初旬の修了証明書の送付時に同封します。全科目に2ページずつ割り当て、左ページは一問一答形式の問題、右ページは過去問とし、基礎的な知識を確認できるようにしています。10～11月まで続けた知識のインプットをアウトプットできるか確認するなど活用してください。付録で「よく出る人名一覧表」も添付します。

(5) 国家試験直前 Web 講座：当養成所の養成課程修了後にご案内する有料講座です（3,000円を予定）。申し込まれた方に動画を視聴するためのIDやパスワードを提供します。プロの講師による全科目の要点確認になります。それまで勉強してきた内容の総点検として活用してください。

以上、当養成所で予定している受験対策プログラムをお伝えしました。有料の講座もありますので、ご自身でご検討ください。次回は、「無料のアプリや動画の活用」についてお話しします。

※ソ教連の「国家試験受験対策講座」サンプル動画視聴ページはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1113502&c=3246&d=99c7>

## 【Plus Quiz・・・・・・正答と解説】

「社会福祉法人理事を背任の疑いで逮捕」「区の一般監査・特別監査で職員の不適切流用が発覚」等、今月に入ってから報道が続きます。地域における質の良いサービスを効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化とともに、経営の透明性の確保が求められています。

2016（平成28）年には、社会福祉法が改正されました。このときの社会福祉法人制度の改革のポイントとしては次の点が挙げられます。

(1) 経営組織のガバナンスの強化では、議決機関としての評議員会を必置にしました（それまでは任意の諮問機関の位置づけ）。

(2) 事業運営の透明性の向上では、財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備とインターネットによる公表が義務づけられました。

(3) 財務規律の強化では、役員報酬基準の作成と公表、社会福祉法人の「内部留保」の指摘もあって、社会福祉充実残額の明確化と社会福祉充実計画の作成を義務づけました。

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務では、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定しました。

これらをとおして、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底することとしました。

社会福祉法人は、第32、33、35回で出題されています。特定非営利活動法人制度も第32、34、35回で出題されており、医療法人制度等と合わせ類似点や相違点を比較することで理解を深めましょう。

1. ×理事、監事及び評議員の報酬等は、支給の基準を定め、評議員会の承認を受け支給しなければならないとされています。よって、理事長も報酬を受け取ることができます。
2. ×社会福祉事業に影響がなければ、公益事業や収益事業を行うことができるとあり、収益事業の実施は義務ではありません。
3. ×原則として、社会福祉法人の所管庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とされています。ただ、主たる事業所が市の区域内にあり、その行う事業が当該市の区域を越えないものは、市長（特別区の区長を含む）が行うものとされる等、社会福祉法人の形態によりいくつかの例外があります。
4. ○すべての社会福祉法人に公表が義務づけられています。
5. ×社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならないと規定されています。評議員会は、役員を選任・解任等を通じ、法人運営を監督し、「社会福祉法」に規定する事項や定款で定めた事項に限り、決議することができます。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus